

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 河川整備の基本理念

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 河川整備の基本理念

矢部川は清らかな流れと緑豊かな自然を有し、多様な生物種が生息する自然環境とその自然環境を身近に触れ合える空間が多く存在する河川です。また、藩政時代に治水施設として設けられた歴史的構造物や、過去の激しい水争いの歴史から育まれた水利用の慣行や施設等が今なお受け継がれています。

本計画では、流域住民が安心、安全に暮らせるよう社会基盤の整備を図ると共に、原風景と親水空間を保全し、歴史・文化を踏まえ、人々の生活・営みをつなぐ川づくりを目指すため、『「水」と「緑」と「人」がめぐりつながる 矢部川』を基本理念とします。

「水」と「緑」と「人」がめぐりつながる 矢部川

治 水：安心、安全に暮らせる川づくりを目指します

利 水：限りある川の恵みを大切にします

環 境：豊かな河川環境を保全します

受け継がれてきた
風景

藩政時代からの
治水施設

矢部川

日常の
人々の暮らし

各地をめぐる
水の流れ

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

4.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

矢部川では、堤防が整備途上の区間や、河道の流下能力が不足する区間、降雨及び河川水の堤体及び基礎地盤への浸透や洪水による堤防侵食に対して必要な安全性が確保されていない区間が存在し、これまで昭和 28 年 6 月洪水、平成 2 年 7 月洪水、平成 24 年 7 月洪水等幾度となく甚大な浸水被害が発生してきました。

また、河口部においては高潮堤防の整備途上の区間が存在し、昭和 60 年 8 月の台風 13 号や平成 11 年 9 月の台風 18 号の影響により、柳川市、みやま市において高潮による浸水被害が発生しています。

併せて、大規模な地震が発生した場合においても、津波等による浸水被害の防止又は軽減を図るため、堤防や水門等の河川管理施設が所要の機能を確保する必要があります。

さらに施設の能力を上回る規模の洪水が発生した場合においても、浸水被害の軽減を図ることが必要です。

このため、本計画においては矢部川水系河川整備基本方針に従って、治水、利水、環境の調和を図りつつ、計画的かつ着実な河川整備を進めていきます。さらに将来の目標に向けて、適宜、本計画を見直しつつ、既存洪水調節施設の有効活用や新たな洪水調節施設に関する検討を行うとともに、施設の老朽化に備えた長寿命化対策や効率的かつ的確な維持管理を行い、関係機関等と連携して危機管理体制等を整備し、洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減を図ります。

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

4.2.1 洪水対策

矢部川水系の洪水対策については、過去の水害の発生状況、流域の重要度、河川整備の状況等を総合的に勘案し、矢部川水系河川整備基本方針に定めた目標に向けて、上下流及び本支川の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水氾濫による災害の発生防止又は軽減を図ることを目標とします。

本計画に定める河川整備を実施することで、戦後第2位洪水である昭和28年6月洪水と同規模の洪水を安全に流下させることが可能となります。

表 4.2.1 河川整備により安全に流下させることが可能となる流量

基準地点	洪水調節前流量	洪水調節後流量
船小屋	3,600m ³ /s	3,300m ³ /s

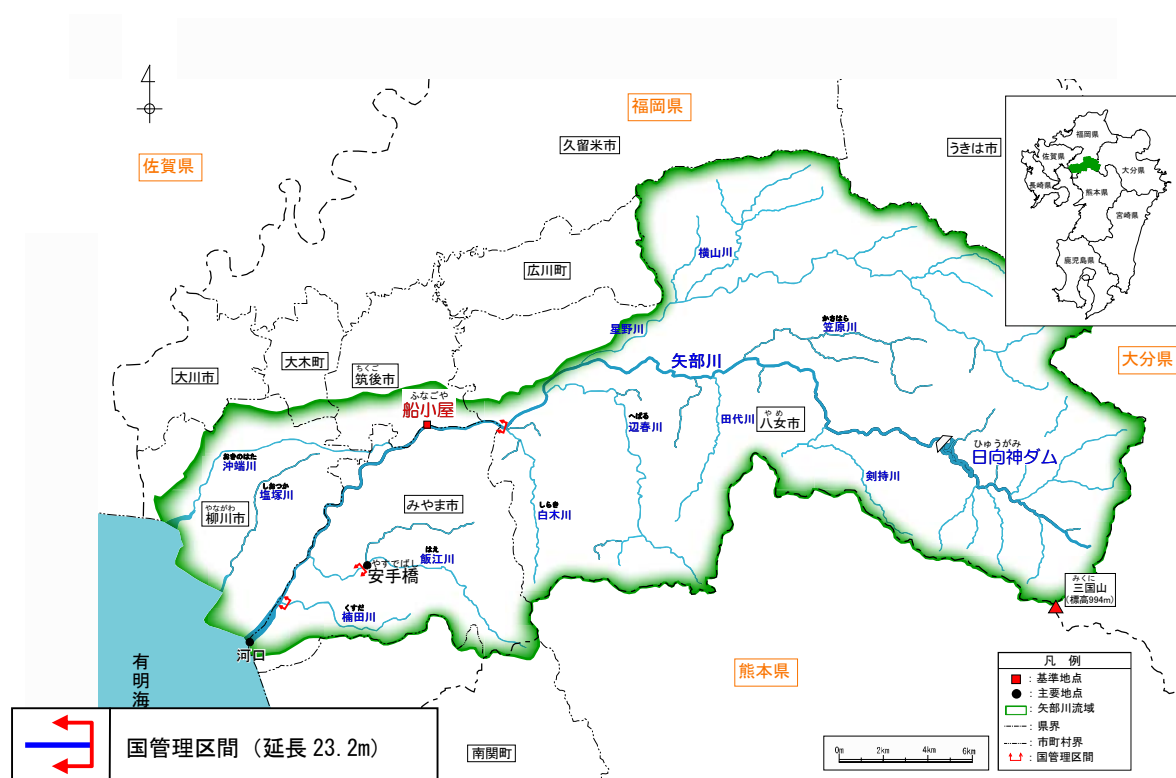


図 4.2.1 基準地点「船小屋」位置図

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

4.2.2 高潮対策

本計画における高潮区間の整備目標は、九州の西方海上を伊勢湾台風規模の台風（昭和 34 年 9 月台風 14 号）が矢部川河口部に対して最も危険となるコースを通過した場合に想定される高潮に対して、安全性が確保できるよう努めます。なお、国土交通省管理区間における計画堤防高は、計画高潮位に波浪の影響を考慮した標高 6.0m～7.0m の高さを確保します。

表 4.2.2 高潮堤防区間

河川名	区間	備考
矢部川	0/000～2/600	農林水産省管理区間及び福岡県管理区間
	2/600～4/800	国土交通省管理区間
楠田川	0/000～0/200	国土交通省管理区間
	0/200～0/615	国土交通省整備*区間

※楠田川 0/200～0/615 区間は、河川法施行令第 2 条第 7 号規定により、国土交通省にて一体的に整備

なお、矢部川河口部においては、過去の干拓等の歴史により海岸堤防・高潮堤防の施設管理者が、国土交通省、農林水産省、福岡県と分かれています。低平地である矢部川河口域では地理的特性から高潮・洪水の際に、「決壊」「越水」が生じた場合には、浸水エリアが広範囲にわたるため、一連区間の整備を図ることで整備効果が得られます。

このことから、関係機関等が連携して河口域の海岸・高潮堤防の整備に向けて情報共有・整備進捗が図れるよう平成 21 年度より『有明海沿岸高潮対策連絡協議会*』を開催し、事業調整等を図りながら整備を進めています。



写真 4.2.1 高潮対策連絡協議会*の開催状況

※事業の進捗状況等に関する情報の共有や相互連携の円滑化を図ることを目的としています

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

4.2.3 内水対策

家屋の床上浸水の発生等、内水氾濫による浸水被害が著しい地域においては、関係機関等と連携して、適切な役割分担のもとで必要に応じた浸水対策を実施し、家屋等の浸水被害の軽減を図ります。

4.2.4 地震・津波対策

地震・津波対策については、堤防や水門等の河川管理施設の耐震性能を照査し、必要な耐震対策を実施し、大規模な地震動が発生しても、河川管理施設として必要な機能を確保することとします。また、海岸における防御と一体となって河川堤防等により津波被害の防御が図れるよう、必要な対策を行います。

4.2.5 施設の能力を上回る洪水を想定した対策

施設の能力を上回る洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減することを目標として、施設の構造や運用等を工夫するとともに、関係機関と連携して、円滑かつ迅速な避難の促進、的確な水防活動の促進、迅速な応急活動の実施、水害リスクを考慮したまちづくり・地域づくりの促進を図ることにより、危機管理型ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進し、想定される最大規模の洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減できるよう努めます。

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

4.4 河川環境の整備と保全に関する事項

4.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用に関しては、流況、取水実態等を踏まえ、関係機関等と連携しながら適正な水利用に努めます。

流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、関係機関等と連携して、クリーク等を介した複雑な農業用水の利用特性を把握した上で設定します。

4.4 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、これまでの地域の人々と矢部川との関わりを考慮しつつ、矢部川の清らかな流れと豊かな自然が織りなす良好な河川景観の維持・形成を図るとともに、重要種を含む多様な動植物が生息・生育・繁殖する豊かな自然環境の保全・創出を図り、次世代に引き継ぐよう努めます。

4.4.1 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出

動植物が生息・生育・繁殖する環境については、重要種を含む多様な動植物を育む溪流や瀬・淵、ワンド、細流、河岸、河畔林、河口干潟、ヨシ原、汽水域等の定期的なモニタリングを行いながら、生物の生活史を支える環境を確保できるよう良好な自然環境の保全・創出に努めます。

特にオオヨシキリの繁殖地、チュウヒやツリスガラ、アズキカワザンショウガイ、ハラグクレチゴガニ等の生息場となるヨシ群落の保全・創出に努めます。

外来種については、関係機関等と連携して移入回避をし、必要に応じて駆除等に努めます。

4.4.2 水質の保全

河川の利用状況、沿川地域等の水利用状況、現状の河川環境を考慮し、下水道等の関連事業や関係地方公共団体等の関係機関、地域住民等との連携を図りながら、現状の良好な水質の保全とさらなる水質の向上を目指します。

なお、水質事故に対しては関係機関等と連携して迅速な情報共有や対策を実施し、被害の拡大防止に努めます。

4.4.3 良好な景観の維持・形成

中流部の船小屋地区に見られる、河畔林や瀬・淵、砂礫河原等からなる自然景観等の維持・形成に努めるとともに、沿川の土地利用と調和した良好な水辺景観の維持・形成に努めます。

4.4.4 人と河川の豊かなふれあいの場の確保

人と河川の豊かなふれあいの場の確保については、今後も水遊びや釣り、散策や各種スポーツ、イベント等市民や観光客の憩いの場としてのニーズや周辺状況の変化等を踏まえ、関係機関及び地域住民等と連携して安全性及び利便性に配慮した河川整備及び維持を目指します。